

## 8.11 公共交通へのアクセシビリティ

## 8.11.1 調査事項

調査事項は、表 8.11-1 に示すとおりである。

表8.11-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	・ 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
予測条件の状況	・ 工事用車両の走行の状況 ・ アクセス経路における歩車動線分離の状況
ミティゲーションの実施状況	・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。 ・ 工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める計画としている。 ・ 有明テニスの森公園の工事の実施状況、国際展示場駅から練習用コートへのアクセス経路等については、現地看板のほか、HP等で広く周知する。

## 8.11.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

## 8.11.3 調査手法

調査手法は、表 8.11-2 に示すとおりである。

表8.11-2 調査手法

	調査事項	工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度
	調査時点	工事中の適宜とした。
調査期間	予測した事項	工事中の適宜とした。
	予測条件の状況	工事中の適宜とした。
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

#### 8.11.4 調査結果

##### (1) 調査結果の内容

##### 1) 予測した事項

ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度

鉄道駅及びバス停から計画地までのアクセス経路は、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道江 615 号が工事用車両の走行ルートと重なるが、縁石や横断防止柵等により歩道と車道が分離されている。また、有明テニスの森駅からの経路では有明コロシム東交差点にて工事用車両ルートを横断するがこの交差点には信号機及び横断歩道が整備されている。有明駅からの経路は工事用車両の走行ルートを横断するが一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線が掘割構造となっているため立体的な歩車道分離が行われている。国際展示場駅からの経路においても工事用車両の走行ルートを横断するが、歩道橋が整備されているため立体的な歩車道分離が行われている。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置し、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮したほか、安全走行を徹底するよう指導した。

また、計画地の周囲には仮囲いを設置し、歩行者の安全を確保するとともに、シンボルロードにおいては、計画地の北側から南側の国際展示場駅に至る通路を設置し、一般歩行者のアクセスや安全についても配慮した。

##### 2) 予測条件の状況

ア. 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行の状況は、「4. 有明テニスの森の計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画 (3) 工事用車両」(p. 20 及び 21 参照) に示したとおりである。

イ. アクセス経路における歩車動線分離の状況

アクセス経路における歩車動線分離の状況は、「1) 予測した事項 ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセシビリティの変化の程度」に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.11-3 に示すとおりである。なお、公共交通へのアクセシビリティに関する問合せはなかった。

表8.11-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する計画としている。</li> </ul>	工事用車両が出入するゲートには、交通整理員を配置（写真8.11-1）し、一般歩行者の通行に配慮した。
<ul style="list-style-type: none"> <li>工事工程の平準化や施工計画の検討により、工事用車両が集中しないこと等に努める計画としている。</li> </ul>	工程会議（写真8.11-2）等で工事用車両（主にダンプトラック、生コンクリート車等）の総量を事前に調整し、集中を避けた。
<ul style="list-style-type: none"> <li>有明テニスの森公園の工事の実施状況、国際展示場駅から練習用コートへのアクセス経路等については、現地看板のほか、HP 等で広く周知する。</li> </ul>	有明テニスの森公園の工事の実施状況、国際展示場駅から練習用コートへのアクセス経路等については、現地看板（写真8.11-3）及びHP（写真8.11-4）において周知を図った。



写真 8.11-1 交通整理員



写真 8.11-2 工程会議等



写真 8.11-3 現地看板



写真 8.11-4 ホームページへの掲載

## (2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

## 1) 予測した事項

## ア. 工事用車両の走行に伴う会場から公共交通機関までのアクセス性の変化の程度

鉄道駅及びバス停から計画地までのアクセス経路は、都道 484 号豊洲有明線及び特別区道江 615 号が工事用車両の走行ルートと重なるが、縁石や横断防止柵等により歩道と車道が分離されている。また、有明テニスの森駅からの経路では有明コロシム東交差点にて工事用車両ルートを横断するがこの交差点には信号機及び横断歩道が整備されている。有明駅からの経路は工事用車両の走行ルートを横断するが一般国道 357 号（湾岸道路）及び首都高速湾岸線が掘割構造となっているため立体的な歩車道分離が行われている。国際展示場駅からの経路においても工事用車両の走行ルートを横断するが、歩道橋が整備されているため立体的な歩車道分離が行われている。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両の出入口に交通整理員を配置し、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮したほか、安全走行を徹底するよう指導した。

また、計画地の周囲には仮囲いを設置し、歩行者の安全を確保するとともに、シンボルロードにおいては、計画地の北側から南側の国際展示場駅に至る通路を設置し、一般歩行者のアクセスや安全についても配慮した。

以上のことから、工事用車両の走行に伴い、公共交通からのアクセス経路が阻害されることはなく、アクセス性は確保されたものとする。